

保 育 課

## 保育園保育料の多子世帯への負担軽減の拡充について

区民の保育料負担を軽減するため、東京都が令和元年10月から開始した保育所等利用多子世帯負担軽減事業を活用して、小学生以上の兄や姉をもつ場合、2歳児クラス以下の2人目の保育料を半額とし、3人目以降の保育料を無料とします。

### 1 これまでの取組

港区では、平成27年4月から独自の施策として、就学前の子どもがいる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、2人目以降の子どもを望む保護者の子育て環境を整備し、港区から少子化対策を推進していく観点で、複数の子どもが保育園や幼稚園等に通う場合、2人目以降の子どもの保育料を無料としています。

港区保育室、認証保育所や認可外保育施設（東京都の指導監督基準を満たしている旨の証明書の交付を受けている施設に限る。）を利用する場合も、認可保育園と同様に2人目以降の子どもの保育料を無料としています。

### 2 東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業

東京都では、3～5歳児の幼児教育・保育の無償化の開始にあわせて、少子化対策を推進する観点から、子どもを2人以上持つ世帯の保育料負担の軽減を図るため、令和元年10月から独自の事業を開始しました。

#### (1) 対象児童

- ①私立の認可保育園、認定こども園又は地域型保育事業を利用する児童
- ②特定被監護者等のうち最年長者から数えて2人目以降の子どもで0～2歳児クラスに在籍している児童

※特定被監護者等は、教育・保育給付認定保護者に監護されるものその他これに準ずる者として内閣府令が定める者であって、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする者をいいます。

#### (2) 内容

小学生以上の兄姉をもつ0～2歳児クラスの2人目の保育料を半額とし、3人目以降の保育料を無料とします。

#### (3) 都補助金

- 2人目の場合 国徴収金基準額の1/2
- 3人目以降の場合 国徴収金基準額の10/10

#### (4) 実施時期

令和元年10月1日

#### (5) 東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の活用と課題

東京都の事業の活用により、多子世帯の経済的負担の軽減を拡充することができますが、私立保育園の在園児のみが対象児童となっているため、区立保育園の在園児については、区の財源により対応する必要があります。

### 3 区の実施内容

東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業を活用して、小学生以上の兄や姉をもつ場合、2歳児クラス以下の2人目の保育料を半額とし、3人目以降の保育料を無料とします。

保育園の入園については、保育園、認定こども園、地域型保育事業のいずれの施設を利用する場合においても区が利用調整を行っており、どの施設を利用しても同じ保育料を負担していることから、区立保育園に在園する児童については、区の一般財源を活用して対応します。

また、港区保育室、認証保育所や認可外保育施設（東京都の指導監督基準を満たす証明書の交付のある施設）についても、保育園と同様の保育料を負担していただいていることから同様とします。

### 4 適用日

令和元年10月1日

※東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の開始に合わせて、遡及適用することとします。

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和元年11月下旬

令和元年第4回港区議会定例会（議案の上程）

- ・港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部改正
- ・補正予算

12月中旬

0～2歳児クラスの保護者全員への周知

東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の活用後の現行制度との比較について

現 行

改正後

小学生以上が  
1人の場合

区分	国	港区
8歳	小学生 (対象外)	小学生 (対象外)
2歳	保護者負担 (全額) 最年長	保護者負担 (全額) 最年長

区分	港区		
		私立保育園	区立保育園
8歳	小学生 最年長		
2歳	保護者負担 (半額) 2番目	都補助	区負担

小学生以上が  
2人の場合

区分	国	港区
10歳	小学生 (対象外)	小学生 (対象外)
8歳	小学生 (対象外)	小学生 (対象外)
2歳	保護者負担 (全額) 最年長	保護者負担 (全額) 最年長

区分	港区		
		私立保育園	区立保育園
10歳	小学生 最年長		
8歳	小学生 2番目		
2歳	無料 3番目	都補助	区負担

小学生以上が  
いない場合

区分	国	港区
4歳	保護者負担 (全額) 最年長	保護者負担 (全額) 最年長
2歳	保護者負担 (半額) 2番目	無料 (区独自) 2番目
1歳	無料 3番目	無料 3番目

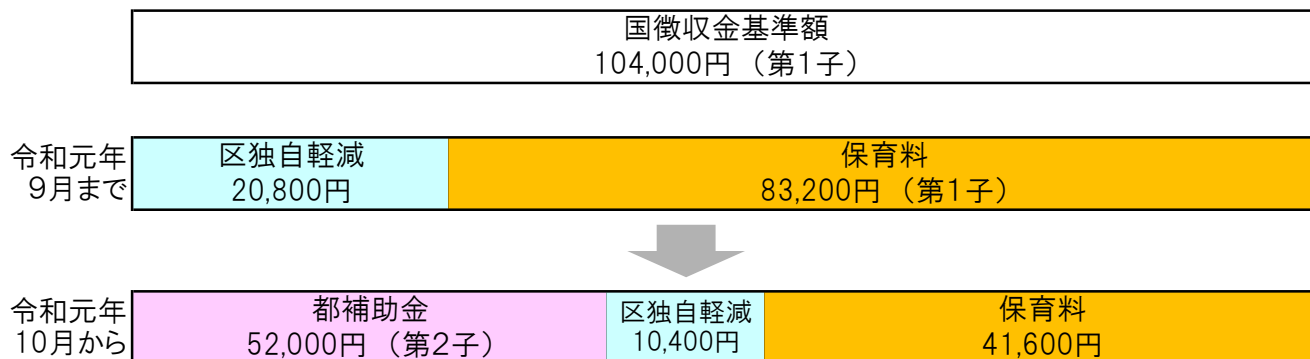
令和元年10月から無償化



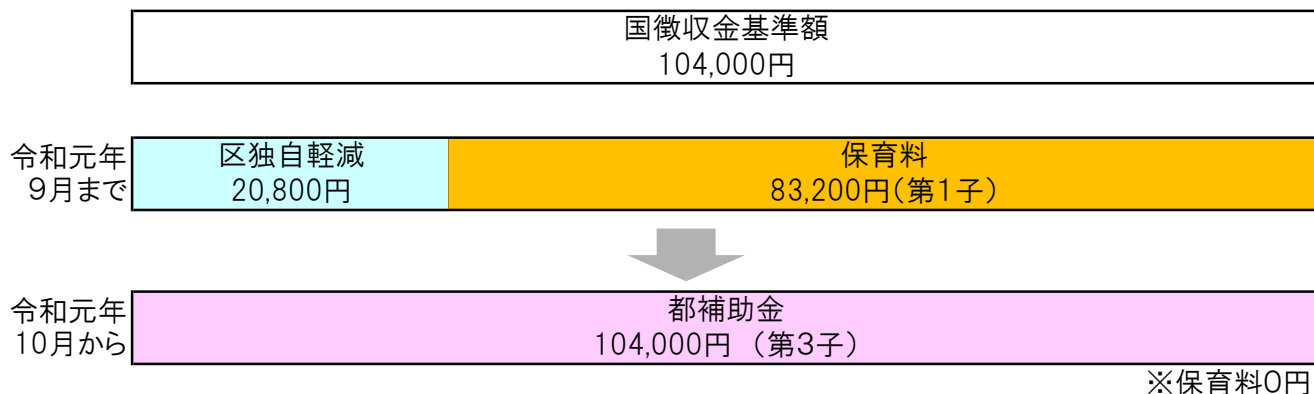
変更はありません。

東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業を活用した場合の財政負担について

【例1】 小学生以上の兄弟が1人おり、2歳児クラスに2人目がいる場合(区の保育料階層D27)



【例2】 小学生以上の兄弟が2人おり、3人目が2歳児クラスにいる場合(区の保育料階層D27)



※東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業は私立認可保育園に在園している児童のみが対象です。  
区立保育園の在園児については、補助金はありません。